

## (仮称) 三浦市個人情報保護法施行条例の制定に関するパブリックコメント資料

### 1 条例制定の理由

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体においても法の規定が直接適用されることとなります。これに伴い、現行の三浦市個人情報保護条例（平成9年三浦市条例第12号。以下「現行条例」という。）を廃止し、法の施行に必要な事項を定めるため、「(仮称) 三浦市個人情報保護法施行条例（以下、「新条例」という。）」を制定する必要があります。

### 2 新条例に規定する内容

#### (1) 保有個人情報の開示請求に係る手数料

保有個人情報の開示請求に係る手数料を無料とし、写しの交付に要する費用として実費相当分を開示請求者の負担とすることについて規定します。（現行条例における取扱いと同様です。）

#### (2) 審査会

開示決定等についての審査請求があった場合に、審査請求について調査審議を行うための諮問先として、三浦市個人情報保護審査会を設置することについて規定します。（現行条例における取扱いと同様です。）

### 3 現行条例における運用からの変更点

#### (1) 個人情報ファイル簿の作成

法では、各地方公共団体が扱っている個人情報の概要について個人情報ファイル簿を作成し公表することを定めています。これまで本市では、個人情報取扱事務登録簿を作成し公表していましたが、現行条例廃止に合わせ個人情報取扱事務登録簿を廃止し、個人情報ファイル簿を作成して公表することとします。

#### (2) 開示決定等の期限

現行条例では、保有個人情報の開示等請求から決定までの期間を原則15日と規定しています。法施行後は、法の規定に基づき、保有個人情報の開示等請求から決定までの期間を原則30日とし、正当な理由がある場合はさらに30日延長することができることとします。なお、開示等決定に当たっては、これまでと同様、可能な限り速やかに決定を行うように運用します。

### (3) 個人情報保護運営審議会の廃止

現行条例では、本市における個人情報保護制度に関する重要事項についての諮問に応じて調査及び審議し、答申を行っています。法施行後は、法の直接適用により当該審議会に意見を求める場面がなくなるため、個人情報保護運営審議会を廃止します。

## 4 施行期日

令和5年4月1日